

処分を受けた 職 員	消防署勤務職員 係長（消防司令）50代 男性
処分の年月日	令和7年3月28日
処分の種類 及び程度	戒告（懲戒処分）
根拠法令 及び条項	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
処分の理由	ハラスメント行為に及んだことは、市民の消防に対する信頼を大きく失墜させるものであり、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止規定に違反するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であることから同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものである。